

業務及び行事等の開催に関する町対処方針（2021.9.10）

▶基本方針

社会経済活動や生命、財産に直接影響を及ぼさない活動については原則中止または延期とする

ただし、町内で行われる地域活動等において参加者の限定（町民のみ等）が可能なものについてはこの限りではない

なお、実施する場合は「町主催行事・施設等の使用にあたって、必要な基本的感染防止対策の条件」を遵守すること

▶対処期間 当面の間 （目安）国・県等の感染症防止対策の方針が大幅に変更される

▶会議

- ・オンライン会議等を基本とし、対面等が必要な場合については感染症対策を徹底すること（換気、飛沫防止、参加者の距離確保、参加者の記録）
- ・実施については決裁手続きを行い、参加人数や構成人員を明らかにすること
- ・緊急事態宣言、まん延防止対象地域からの参加者についてはワクチンの接種有無の確認や抗原検査キットの使用協力を求めること
- ・対面で実施する場合は今回厳格化した追加の実施条件を遵守すること

▶出張について

- ・緊急事態宣言、まん延防止対象地域への出張は原則見合わせる
- ・実施については決裁手続きを行い、参加人数や構成人員を明らかにすること

▶行事イベント等の開催について

- ・実施判断については感染状況、参加者数、感染流行地域の出席者の有無、業務に及ぼす影響を考慮すること
- ・中止延期が困難な場合は、感染防止対策を示したうえで本部長、副本部長の開催許可を得ること
- ・共催については、町の方針を踏まえ、開催可否について協議をおこなうこと
※判断にあたっては町主催行事・施設使用等の条件を参照すること
※実施については決裁手続きを行い、参加人数や構成人員を明らかにすること

▶施設の利用条件について

- ・施設利用については感染症対策を担保した上で、町主催行事・施設使用等の条件を参照すること
- ・指定管理先については、開館・閉館についての協議を踏まえ、最終判断は管理者が行うこと

町主催行事会議等の実施条件

- ▶ 三つの密（密閉、密集、密接）の回避の徹底 ▶ 大声での発声等、近接した距離での会話等が原則想定されないこと
- ▶ 適切な感染防止対策（マスク、消毒、換気、検温、名簿作成、体調不良者の入場制限）を講じること
- ▶ 出席者（参加者）の特定ができること
- ▶ 感染リスクが高まる「5つの場面」の要件への対策が担保できていること

（飲酒、長時間の会食、マスクなしの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）

- ▶ 会議若しくは屋内の行事については上記に加え、次の事項を遵守すること

換気 会議時間等は原則60分を上限とし、**開催中は常に換気し、30分に1回は中断し全面換気を実施すること**

※中断中の参加者が距離を詰めて会話することがないように留意すること

飛沫防止 **マスク着用・パーティションの設置を徹底すること**

参加者の距離確保 **参加者数は可能な限り抑制し、使用会議室の定員を遵守すること**

本庁舎 **第一会議室 10名 第二会議室 6名**

中央公民館 **1.2研修室 15名 3研修室 25名 4研修室 8名 大ホール 100名**

参加者の記録 **万が一陽性者が出た場合に備え、参加者の体調、会議の着席表等を記録すること**

町施設使用条件

必要な基本的感染防止条件を満たし、少人数での使用を原則とする。ただし、次の条件も満たしたものとする。

屋内：100人以下、かつ施設収容定員の半分以上

屋外：200人以下かつ人と人の距離をできるだけ2m（少なくとも1m確保）できること

※但し、学校園施設については教育委員会の運営方針等の決定事項による。

中止・延期条件

- ▶ 町内でクラスターが発生していると認められる場合
- ▶ 参加者の構成等により本部長が感染リスクが高いと判断した場合

その他

※上記の要件を元に開催の判断については国対処方針等も参考に合理的な判断をすること

※共催の場合は主催者と上記指針等を参考に協議し、判断すること

※感染対策の上記条件の変更は感染症対策本部から通達することとし、当面の間、継続することとする